

輕井沢駅前地区計画

1 9 9 8 . 8

輕 井 沢 町

国際親善文化観光都市建設計画 軽井沢駅前地区計画

国際親善文化観光都市建設計画 軽井沢駅前地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

	名 称	軽井沢駅前地区計画
	位 置	軽井沢町大字軽井沢、軽井沢東の一部
	面 積	約11.3ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>軽井沢駅前地区は、国際的リゾート地である軽井沢の顔を形成する地区であり、将来にわたり「国際親善文化観光都市軽井沢」の玄関口として、観光、経済、文化活動の拠点として位置付けられる地区である。さらに、北陸新幹線の開業に伴い、広域交通網の結節点として、更なる発展を目指す地区である。</p> <p>本地区計画は、このような地区の特性を活かし、(1)国際的リゾート地の駅前にふさわしい賑わいを形成するために観光・商業・文化施設の集積を充実すること、(2)無秩序な開発行為や建築行為等を規制し、国際親善文化観光都市軽井沢の玄関口に相応しい良好な街並み景観の創出を図ること、(3)土地区画整理事業による都市基盤整備の効果を維持・増進することを目指す。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、わが国有数の高原リゾート地として発展してきた軽井沢町の表玄関に位置し、リゾート活動に対するサービスだけでなく、住民の生活サービスや観光情報サービスの拠点としての機能を果たしている。</p> <p>本地区に期待される役割を踏まえ、北陸新幹線の開業に伴い整備される軽井沢駅舎の建設に併せてリゾートエリアのロビー機能、観光情報サービス及び地域コミュニティ活動の新たな拠点となる高次都市施設（さわやかハット）を整備したところである。</p> <p>このような本地区の状況に基づき、今後とも観光・商業機能の発展を促進するとともに地域住民の利便性の向上に資するよう、適正かつ合理的な土地利用の規制・誘導を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区は、土地区画整理事業による都市基盤整備がなされており、現在の良好な市街地環境の維持・保全を図る。</p> <p>また、鉄道により分断されている軽井沢駅南北地域の歩行者の連絡性及び回遊性の強化を図るため、北陸新幹線開業と併せて南北自由通路、ペDESTリアンデッキ、南北口駅前広場を整備したところである。</p> <p>さらに、軽井沢駅の交通結節点機能を強化するため、北口広場東側及び西側の元国鉄清算事業団用地を活用した定期バス・シャトルバス及びJR軽井沢駅～横川駅間の鉄路廃止に伴う代替バス路線を考慮したバスターミナルの整備、北陸新幹線開業に伴う滞在型リゾート・観光客及び通勤利用者等の増大に対応するためのパークアンドライド型の立体駐車場の整備を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>軽井沢町においては、従来より都市計画法、建築基準法だけでなく長野県景観条例並びに軽井沢町自然保護対策要綱、軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱等により、周辺環境と調和した建築物の高さ、規模、意匠・形態、色彩、既存樹木の保全や敷地周辺の緑化を図るよう指導し、保健休養地にふさわしい清らかな環境の維持を図ってきたところである。</p> <p>本地区では、生活サービスやリゾート活動の中心的地区にふさわしい建築物の規制誘導を図るとともに、国際親善文化観光都市軽井沢にふさわしい都市景観の形成を図るため、建築物の形態・意匠及び屋外広告物の規制・誘導を推進する。</p>

2. 地区整備計画

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第2（ほ）の第2号に掲げる建築物の用途の内、ぱちんこ屋、射的場、勝ち馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものは、建築してはならない。
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、敷地境界線（道路の隅切り部に接する部分を除く）から0.5m以上後退しなければならない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	次の各号に掲げる内容に沿った建築物とすること。 【建築物】 (1) 浅間山、背景のスカイライン、周囲の建築物等の形態との調和に努めること。 (2) 屋根は、原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は、背景のスカイラインや周囲の建築物等との調和に努めること。 ただし、やむを得ない場合は、装飾的に軒の出を付加すること等の工夫により、周囲の建築物等との調和を図ること。 (3) 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。 (4) けげばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の自然景観と調和した色彩とすること。また、使用する色数を少なくするよう努めること。 (5) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。 【屋外広告物】 (1) 反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。 (2) けげばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩（地色の彩度8以下）を基調とし、周囲の自然景観と調和した色彩とすること。また、使用する色数を少なくするよう努めること。 (3) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。 (4) 次の各号に定める基準に適合したものであること。ただし、別表1に掲げるものについては、本項の適用を除外する。 ①自己の事業または営業に関し、自己の事業所に表示するものであること。 ②建築物の屋根もしくは屋上に設置するものでないこと。 ③独立して設置する広告塔、広告板類（野立広告物、突出し広告、三角柱広告、立看板などを含む）でないこと。 ④建築物の壁面に設置するもので、次の基準を満たすものであること。
		かき又はさくの構造の制限	かき又はさくを設置する場合は、生け垣その他これに類するものとする。ただし、高さ1m以下のコンクリート製構造物、石積等はこの限りではない。

壁面広告物	表示面積の合計が表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の1/3以下、かつ1基の表示面積15㎡以下。	
袖看板	表示面積	合計10㎡以下。
	壁面からの出幅	1.5m以下かつ敷地境界線を越えないこと。
	その他	壁面の上端を越えないこと。

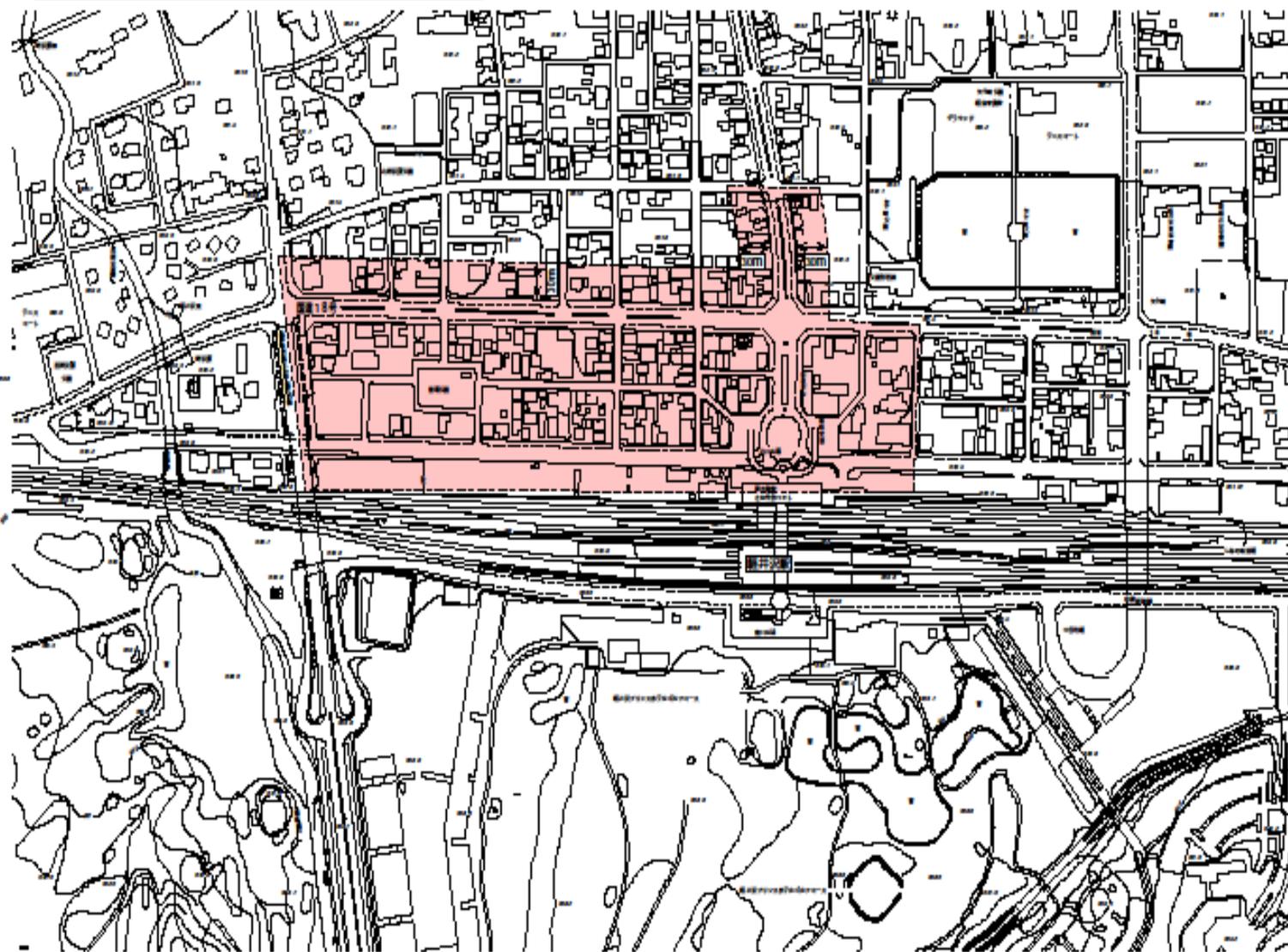
□別表 1：適用除外となる広告物等

(1) 国または地方公共団体が表示し、または設置するもので、公益上必要と認められるもの。
(2) 祭典その他年中行事のためのもの。
(3) 営利を目的としない広告物等で次に掲げるもの。 ア. 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためのもの。 イ. 会合その他祭事に関するもの。 ウ. 報道機関が設置する時事報道を掲出する物件。
(4) 著名な地点、公共的な施設への案内のためのものであって、公益上必要と認められるもの。ただし、表示面積 1 m ² 以下かつ片面表示のものに限る。
(5) 主たる出入り口を有する道路から、所在の確認がしにくい建築物について、案内のために自己の敷地内に設置するもの。ただし、表示箇所は 1 箇所とし、表示面積は 1 m ² 以下かつ片面表示のものに限る。
(6) 住居等への案内のための広告物であって、次に掲げるもの。 ア. 高さ 12 cm 以下、上底 45 cm 以下かつ下底 50 cm 以下で、内角に直角を有する台形であるもの。 イ. 焦げ茶色に白文字のもの。

□届出の必要な行為と規模

行為の種類				届出を要する規模
建築物等	建築物	新築・増築・改築・移転		床面積の合計が 20 m ² を超えるもの
		外観変更		変更に係る面積が 25 m ² を超えるもの
	工作物	煙突 鉄柱・木柱類 高架水槽類 遊技施設類	新築 増築 改築 移転	高さ 5 m を超えるもの
		電気供給等施設	外観変更	高さ 8 m を超えるもの
		プラント類 自動車車庫 飼料等貯蔵施設 石油等貯蔵施設 処理施設類		築造面積 20 m ² を超えるもの
土地の区画形質の変更				面積 300 m ² 又は生ずる法面・擁壁の高さ 1.5 m を超えるもの
土石類の採取				
屋外における物品の集積又は貯蔵				高さ 3 m 又は集積・貯蔵面積 100 m ² を超えるもの
かき・さくの新設又は変更				高さ 1 m を超えるもの
屋外における広告物の表示または掲出				表示面積 3 m ² を超えるもの

軽井沢駅前地区計画 計画図



1. 地区計画制度とはどんな制度なのでしょう

これからの都市生活における「良い環境」を形成するためには、安全性・利便性・美しさなどについて住民の皆さんが満足できる街を整備していく必要があります。地区計画制度は、住民の皆さんにとって身近な地区を単位として、道路・公園などの都市の基盤となる施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に対応したきめ細かなルールづくりをしていく制度です。

これまでの都市計画は、都市全体の観点から土地利用の計画や主要な公共施設の配置計画等を定めるものであり、一方、建築基準法は、個々の建築物が満たすべき最低基準を定めたものであることから、ミニ開発の防止、小公園や細街路の整備といった地区レベルの課題への対応や、地区を単位とした道路、公園等の施設と建築物との一体的、総合的な整備を図るためには十分なものとなっていません。

そこで、昭和 55 年の都市計画法及び建築基準法の改正により、ドイツのBプラン制度を参考に、住民に身近な地区レベルで、住民の意向を反映させつつ、建築物の用途、形態等に関する制限をきめ細かく定めるとともに、道路・公園等の公共施設の配置及び規模などについても、一体的、総合的に計画することができる都市計画・建築規制制度として地区計画が創設され、以来、地区の特性に応じた計画的なまちづくりに重要な役割を果たしています。

また、地区のルールづくりに際しては、地区の特性や実情をふまえつつ、地区の皆さんの意見を反映させながら、地区にふさわしい内容を検討していくこととされています。さらに、このようにして検討された計画について、町が都市計画決定し、総合的に規制・誘導していくこととなっています。

2. 地区計画対象エリアについて

軽井沢町は、明治 19 年に英国人宣教師により避暑地として見いだされ、その後、わが国有数の高原リゾート地として発展してきました。

軽井沢町の市街地は、軽井沢駅・中軽井沢駅・信濃追分駅を中心に形成されていますが、中でも軽井沢駅北口周辺は、軽井沢町の表玄関に位置し、リゾート活動に対するサービスだけでなく、町民の生活サービスの中心としての機能を果たしています。

さらに、平成 9 年 10 月の北陸新幹線の開通により、「国際親善文化観光都市軽井沢」の玄関口として、広域交通機関の結節点を形成するだけでなく、観光、経済、文化活動の拠点としての発展が期待されている地区です。

また、北陸新幹線の整備開通に合わせて、JR 軽井沢駅舎の改築、南北連絡通路、北口駅前広場や駐車場・駐輪場といった交通基盤施設だけでなく、リゾートエリアのロビー機能、観光サービス情報や地域コミュニティ活動の新たな拠点となる高次都市施設（さわやかハット）が整備されました。

一方、軽井沢町全域においては、従来より都市計画法、建築基準法及び長野県景観条例並びに軽井沢町自然保護対策要綱・軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱等により、高原リゾート地としての環境と調和した建築物の高さ、規模、意匠・形態、色彩、既存樹木の保全や敷地周辺の緑化を指導してきました。

このような状況をふまえ、JR 軽井沢駅北口においては、高原リゾート地の玄関口としてふさわしい景観を形成していくため、無秩序な開発行為や建築行為などが行われぬように地区計画を策定すること検討していきます。

地区計画策定の検討エリアは、旧軽井沢地区へ至る県道軽井沢駅停車場線及び軽井沢町の骨格的な幹線道路である国道 18 号をシンボリックな道路として位置づけ、その沿道における景観整備を推進していくことを主たる目的として設定します。

3. 地区計画で定められる内容

地区計画では、「地区整備の方針」と「地区整備計画」を定めることとなっています。

地区整備の方針には、これからの街づくりをどのように進めていくかという「地区計画の目標」と、その目標を実現するために土地利用や建築物等をどのように整備していくかという方針を定めることとなっています。

また、地区整備計画は、地区整備の方針に基づいた、より具体的な詳細計画であり、地区計画が策定された後、住民の皆さんが守るルールとなるものです。地区整備計画では、次に示すような内容を定めることができますが、すべての項目を定める必要はありません。

JR 軽井沢駅前地区は、土地地区画整理事業により道路・公園などの都市基盤施設が整備済みとなっているため、建築物と敷地についての計画を検討することになります。

□地区計画で定めることができる内容

【地区整備の方針】

- ・ 地区計画の目標
- ・ 土地利用の方針
- ・ 地区施設の整備の方針（地区施設：道路、公園、広場など）
- ・ 建築物等の整備の方針
- ・ その他当該地区の整備・開発及び保全の方針

【地区整備計画】

① 地区施設に関する事項

- ・ 主として街区内の居住者の用に供される道路、公園、広場、緑地その他の公共空地の配置及び規模

② 建築物等に関する事項

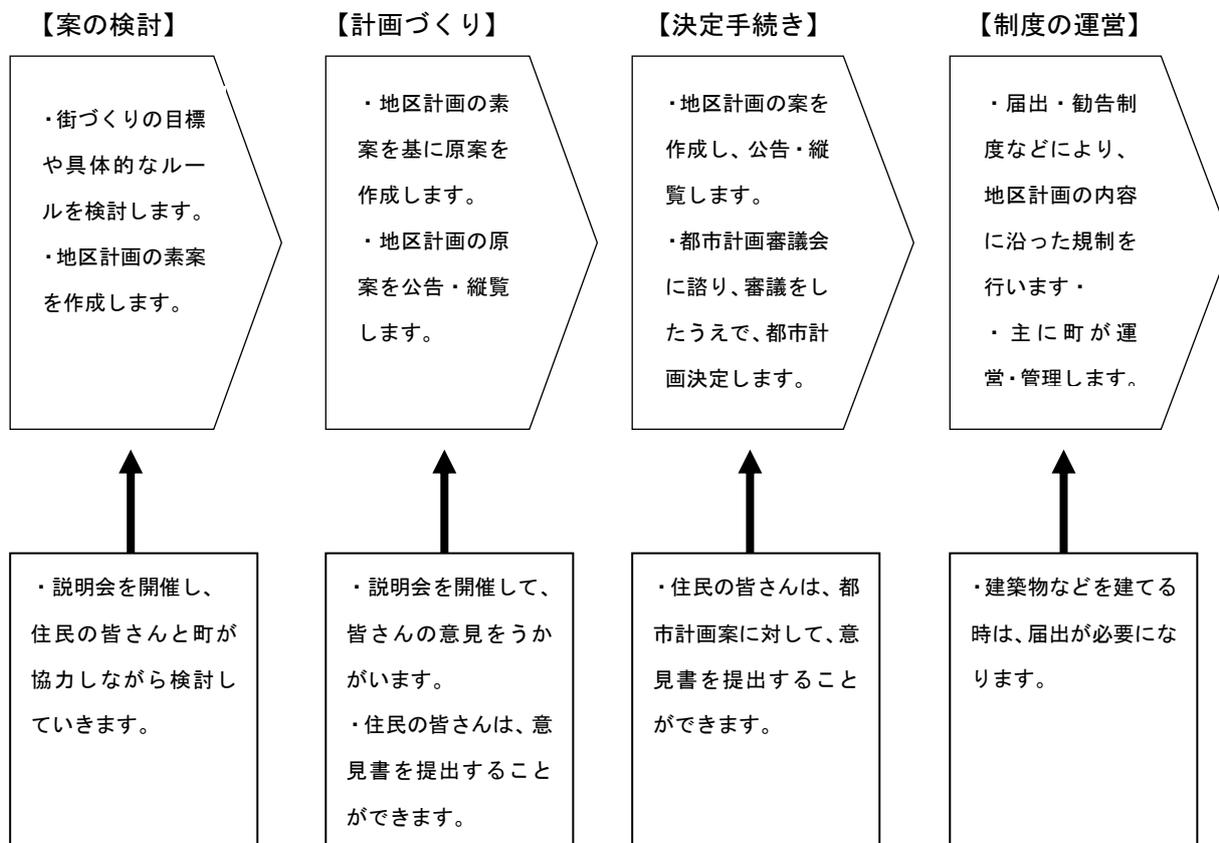
- ・ 建築物等の用途の制限
- ・ 容積率（建築物の延べ床面積／敷地面積）の最高限度又は最低限度
- ・ 建ぺい率（建築物の建築面積／敷地面積）の最高限度
- ・ 建築物の敷地面積または建築面積の最低限度
- ・ 壁面の位置の制限
- ・ 建築物等の高さの最高限度または最低限度
- ・ 建築物の形態又は意匠の制限
- ・ 垣または柵の構造の制限

③ ①及び②の他、土地の利用の制限に関する事項

4. 地区計画が決まるまでの流れ

地区計画が決まるまでの流れを示すと次のとおりとなります。

□地区計画が決定するまでの流れ



5. 地区計画が決定した後の手続き

地区計画は、すべての住民の皆さんが、一定のルールに沿った街づくりを行っていくことにより、より良い街を形成していく制度です。

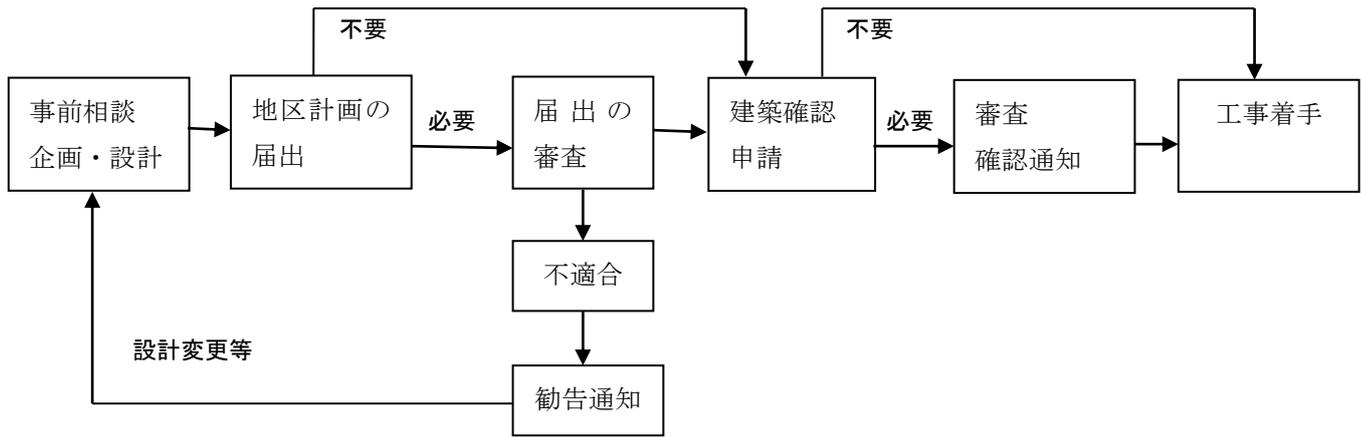
そのため、地区計画が決定されると、届出・勧告制度等により、計画の実現を図っていくことになります。

また、地区計画が策定された時点の既存建築物で、地区計画の内容に適さないものについては、建替え時に地区計画の内容に沿ったものとする必要があります。

□届出・勧告制度とは

・建築物の建設や敷地の形質を変更したりする時は、工事着手の30日前までに町長に届出をすることが必要になります。町は、届出を受けた計画について、地区計画に適合しているかどうかをチェックします。適合していない場合は、勧告をして設計の変更などをしていただくこととなります。また、適合していない場合、建築物の建設に必要な「建築確認申請」による建築確認を受けることができなくなります。

□届出から工事着手までの流れ



□届出の必要な行為と規模

行為の種類				届出を要する規模
建築物等	建築物	新築・増築・改築・移転		床面積の合計が 20 m ² を超えるもの
		外観変更		変更に係る面積が 25 m ² を超えるもの
	工作物	煙突 鉄柱・木柱類 高架水槽類 遊技施設類	新築 増築 改築 移転	高さ 5 mを超えるもの
		電気供給等施設	外観変更	高さ 8 mを超えるもの
		プラント類 自動車車庫 飼料等貯蔵施設 石油等貯蔵施設 処理施設類		築造面積 20 m ² を超えるもの
土地の区画形質の変更				面積 300 m ² 又は生ずる法面・擁壁の高さ 1.5mを超えるもの
土石類の採取				
屋外における物品の集積又は貯蔵				高さ 3 m又は集積・貯蔵面積 100 m ² を超えるもの
かき・さくの新設又は変更				高さ 1 mを超えるもの
屋外における広告物の表示または掲出				表示面積 3 m ² を超えるもの

3. 建築物等の形態又は意匠の制限

軽井沢駅前地区では、建築物、屋外広告物、敷地の緑化について、次のような制限を設けています。

【建築物】

- (1) 浅間山、背景のスカイライン、周囲の建築物等の形態との調和に努めること。
- (2) 屋根は、原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は背景のスカイラインや周囲の建築物等との調和に努めること。
- (3) 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。
- (4) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の自然景観と調和した色彩とすること。また、使用する色数を少なくするよう努めること。
- (5) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。

【屋外広告物】

- (1) 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。
- (2) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩（地色の彩度8以下）を基調とし、周囲の自然景観と調和した色彩とすること。また、使用する色数を少なくするよう努めること。
- (3) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。
- (4) 次の各号に定める基準に適合したものであること。ただし、別表1に掲げるものについては、本項の適用を除外する。
 - ①自己の事業または営業に関し、自己の事業所に表示するものであること。
 - ②建築物の屋根または屋上に設置するものでないこと。
 - ③独立して設置する広告塔、広告板類（野立広告物、突出し広告物、三角柱広告、立看板などを含む）でないこと。
 - ④建築物の壁面に設置するもので、次の基準を満たすものであること。

壁面広告物	表示面積の合計が、表示する建築物の屋根及び壁面の垂直投影面積の1/3以下、かつ1基の表示面積15㎡以下。	
袖看板	表示面積	合計10㎡以下
	壁面からの出幅	1.5m以下かつ敷地境界線を越えないこと。
	その他	壁面の上端を越えないこと。

- ⑤周囲の美観・風致を損なうものでないこと。

【敷地の緑化】

- (1) 塀、遮へい物はできるだけ設けず、やむを得ず設ける場合は、樹木等を活用し、周辺景観と調和するように配慮すること。

解説

(1) 建築物について

建築物については、高原リゾート地にふさわしい街並み景観を形成していくことを目的として、屋根形状を勾配屋根とすること、周辺の自然環境に配慮した落ち着いた色や素材を使用すること、ネオンサインなど華美なものを避けることとしています。

軽井沢駅前地区は、都市計画高度地区により建築物の高さが13m以下に規制されていますが、屋根形状を勾配屋根としても3階建てが可能です。また、日影規制についても、次ページ以降に示すように、勾配屋根とすることで日影規制をクリアすることが困難になることはありません。さらに、勾配屋根とすることが困難な場合、装飾的な工夫により軒やひさしを作ることで対応できることとしています。

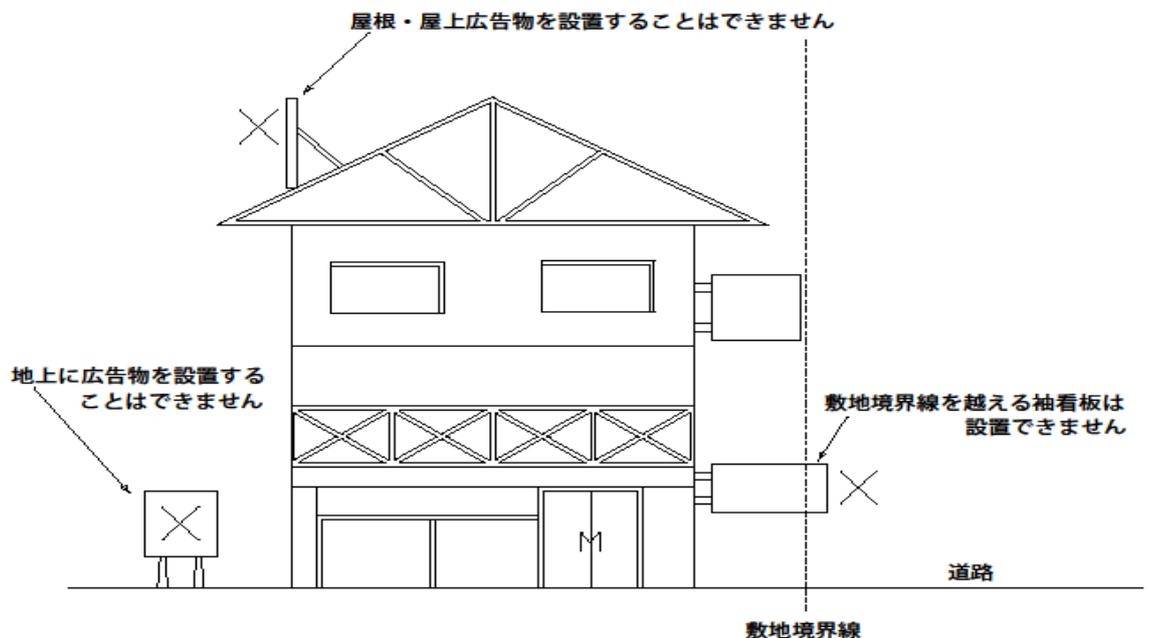
(2) 屋外広告物について

屋外広告物については、建築物と同様に周辺環境との調和に配慮した色彩、素材とするとともに、原則として自己の営業または事業に関するもので、自己の事業所に表示するものに限定されます。

また、屋根・屋上及び地上設置する屋外広告物は、街並み景観に与える影響が大きいことから、原則として設置することができなくなります。また、壁面広告物、袖看板についても、表示面積等の基準を満たすことが必要となります。

ただし、公共公益上必要となるもの、案内表示のために最低限必要となるものについては、別表1に掲げるように、一部の制限を適用しないこととしています。

■屋外広告物の設置についての規制（公共公益上必要なもの等を除く）



(3) 敷地の緑化について

周辺の自然環境との調和を図るとともに、開放的な街並みを形成していくことを目的として、塀、遮へい物をできるだけ設置しないこと、設置する場合は、樹木等を活用することとしています。

(4) かき又はさくの構造の制限

軽井沢駅前地区ではかき又はさくを設置する場合、生け垣その他これに類するものとする必要があります。

ただし、1m以下のコンクリート製構造物、石積等の設置はできます。

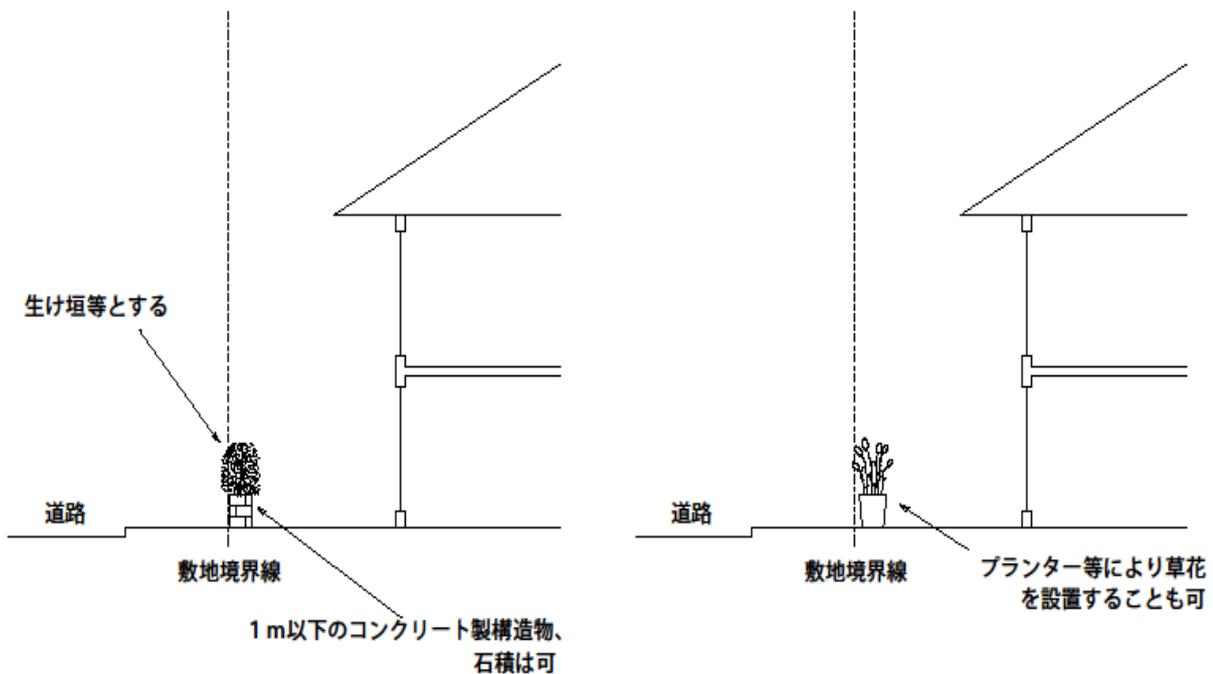
かき又はさくの構造：生け垣（1m以下のコンクリート製構造物・石積は可

解説

周辺の自然環境との調和を図るとともに、開放的な街並みを形成していくことを目的として、かき又はさくを設置する場合は、生け垣その他これに類するものとするとしています。

また、生け垣に類するものとして、プランター等により草花を設置することもできます。

■かき又はさくの構造について



□別表 1：適用除外となる広告物等

- (1) 国または地方公共団体が表示し、または設置するもので、公益上必要と認められるもの。
- (2) 祭典その他年中行事のためのもの。
- (3) 営利を目的としない広告物等で次に掲げるもの。
 - ア. 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためのもの。
 - イ. 会合その他祭事に関するもの。
 - ウ. 報道機関が設置する時事報道を掲出する物件。
- (4) 著名な地点、公共的な施設への案内のためのものであって、公益上必要と認められるもの。ただし、表示面積 1 m²以下かつ片面表示のものに限る。
- (5) 主たる出入り口を有する道路から、所在の確認がしにくい建築物について、案内のために自己の敷地内に設置するもの。ただし、表示箇所は 1 箇所とし、表示面積は 1 m²以下かつ片面表示のものに限る。
- (6) 住居等への案内のための広告物であって、次に掲げるもの。
 - ア. 高さ 12 cm 以下、上底 45 cm 以下かつ下底 50 cm 以下で、内角に直角を有する台形であるもの。
 - イ. 焦げ茶色に白文字のもの。

届出に必要な添付図書

行為の種類	図書	縮尺	備考
①建築物又は工作物の 新築、増築、改築、移 転又は外観の変更	付近見取図	1/1,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 道路 ・ 目標となる地物
	配置図（着色）	1/200 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺及び方位 ・ 敷地の形状及び寸法 ・ 届出に係る建築物等と他の建築物等の位置 ・ 敷地の接する道路の位置及び幅員 ・ 植栽樹木等の位置、樹種、及び本数 ・ 外構施設の位置、材料及び面積
	立面図（2面以上・着色） 各階平面図	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 ・ 寸法 ・ 開口部、付属設備、軒等の位置及び形状 ・ 壁面及び屋根の仕上げ材料及び面積
	断面図	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 ・ 寸法 ・ 開口部、付属設備、軒等の位置及び形状 ・ 壁面及び屋根の仕上げ材料
	現況写真		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地及びその周辺景観の状況を表すもの
	かき、さくの設定平面図	1/200 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図を基に門、垣、塀、植栽等を記載したもの（垣及び植栽は木竹名を記載）
	かき、さくの設定立面図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ かき又はさくの構造、高さを表示
	給排水計画図（着色）	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水水源及び予定使用量 ・ 排水水量規模及び放流先 ・ 施設及び工法
	雨水処理関係図	1/100 以上	
	その他町長が必要と 認める図面		<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書 ・ 管理規定・利用規定 ・ 登記簿謄本 ・ 近隣地権者等説明経過報告書
②土地の区画形質の変更	付近見取図	1/1,000 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法による開発行為の許可の申請の際に添付する図面に準じて作成すること。 ・ 植栽計画、外構施設がある場合は、土地利用計画図にその概要を記載すること。
	土地利用計画図		
	がけ・擁壁の断面図		
	現況写真		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地及びその周辺景観の状況を表すもの
	設計図	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成計画及び断面図
	その他町長が必要と 認める図面		<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書 ・ 登記簿謄本 ・ 近隣地権者等説明経過報告書 ・ 使用承諾書等

行為の種類	図書	縮尺	備考
③土石類の採取	位置図	1/1,000 以上	・採石法による許可の申請の際の添付図書に準じて作成すること。
	採取場及びその周辺の状況図	1/1,000 以上	
	廃土たい積方法計画図	1/100 以上	
	採掘終了措置図		
	現況写真		
	その他町長が必要と認める図面等		
④屋外における物品の集積又は貯蔵	付近見取図	1/1,000 以上	・方位 ・道路 ・目標となる地物
	配置図	1/200 以上	・方位 ・敷地の形状及び寸法 ・物品の集積又は貯蔵の位置 ・遮へい物の位置、種類、構造及び規模 ・敷地の接する道路の位置及び幅員 ・隣接する土地との高低差 ・付近の土地利用の現況
	現況写真		・行為地及びその周辺景観の状況を表すもの
	その他町長が必要と認める図面等		
⑤屋外における広告物の表示または掲示	付近見取図	1/1,000 以上	・方位 ・道路 ・目標となる地物
	配置図	1/200 以上	・方位 ・敷地の形状及び寸法 ・広告物の設置位置及び既存の建築物等又は広告物の位置 ・隣接する道路の位置及び幅員
	広告物の概要		・広告物の形状、寸法、材料、構造、意匠及び色彩
	現況写真		・行為地及びその周辺景観の状況を表すもの
	その他町長が必要と認める図面等		